

山口労発基 0520 第 14 号
令和 8 年 5 月 20 日

各関係機関の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等
(機械の労働災害防止等関係) の施行について

平素から労働安全衛生行政の展開につきまして格別の御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)につきましては、令和7年5月14日に公布され、令和8年4月1日から改正法の一部が施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令(以下「整備政令」といいます。)が令和7年10月31日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(以下「整備省令」といいます。)が令和8年1月20日にそれぞれ公布され、労働安全衛生法第四十七条第三項に規定する厚生労働大臣の定める設計審査の方法(以下「設計審査告示」といいます。)等が令和8年3月18日以降にそれぞれ告示され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されています。

今般、整備政令、整備省令、設計審査告示等のうち、機械の労働災害防止等に関する部分について、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、御了知の上、その運用に御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本通達の添付資料等につきましては、お手数をおかけいたしますが、以下の URL または二次元コードから御確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【URL】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001685788.pdf> (添付資料)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html (法条文)

【二次元コード】



(添付資料)



(法条文)

